

仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立土居高等学校本館及び新館トイレ修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県立土居高等学校本館及び新館トイレ修繕業務

2 業務内容

愛媛県立土居高等学校（以下、「学校」という。）本館及び新館のトイレを修繕する。

※詳細は修繕内訳書のとおり

【改修箇所】

本館

場所	男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ
1 F	○	○	男子トイレを多目的トイレに改修
2 F	○	○	入り口ドア・天井配管改修
3 F	○	○	—
4 F	○	○	—

新館

場所	男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ
1 F	○	○	—
2 F	○	○	—

【主な改修内容】

- ・大便器（ブース含む）更新※全自動
- ・小便器更新※全自動
- ・手洗い流し更新
- ・掃除流し更新
- ・排水管更新
- ・床（乾式）、壁、天井改修（要アスベスト調査）
- ・建具改修
- ・完成図面作成

※本館の改修済みの大便器・小便器・手洗器と本館及び新館の照明器具については再利用すること

3 業務期間

契約の日から令和6年1月31日まで

※経費の見積りは、修繕内訳書に示す標準修繕期間に基づいて算出すること。

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。

- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。